

特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施しました。

道路構造の保全と交通の安全確保を図るため、大仙警察署と合同で特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施し、通行許可の履行確認及び違反車両に対して適正な通行の指導を行いました。

重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼす他、重大な事故を誘因させます。特殊車両を運行させる事業者は、道路を利用する方々に安全に通行していただくため、今後とも適切な運行をお願いいたします。

- 1、取締日時：平成28年10月12日（水） 14時10分～16時00分
- 2、取締場所：神岡除雪ステーション（大仙市北檜岡地内 道の駅かみおか隣）
- 3、取締結果：対象車両2台のうち違反車両0台

今回の取締りでは、違反は確認されませんでした。

現在申請方法には、往復申請（往復とも特車として運行する場合に必要な申請方法）と実車空車同一申請（往路は特車で復路は必ず空車で運行する場合に行う申請方法、ただし、他に3つの条件を満たす必要があります。）の2通りあり、申請手続きの違いで違反にならない場合もありますので、事業主の負担軽減のためにも窓口でご相談ください。



（今年の実施状況）

<発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局、秋田県南日々新聞、秋田民報>

問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

副所長（道路）	松井 幸男（内線205）	（代表）0183-73-3174
道路管理課長	芳賀 俊之（内線431）	（直通）0183-73-5350
大曲国道維持出張所長	篠田 耕二（内線6321）	（直通）0187-63-2157